

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第五章（略） 第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の四の四） 第六章の二（略） 第七章～第九章（略） （有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利） 第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 株券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。）が当該発行者の他の役員等と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち	目次 第一章～第五章（略） 第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の四の三） 第六章の二（略） 第七章～第九章（略） （有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利） 第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 株券の発行者である会社[【]の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。）が当該会社[】]の他の役員等と共同して当該会社[【]の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

ち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五

六 (略)

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有

の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イゝハ (略)

二・三 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等(同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一ゝ三 (略)

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

イ (略)

するもの(以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。)次に掲げるすべての要件に該当する場合

イゝハ (略)

二・三 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等(同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一ゝ三 (略)

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券等

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ、ロ又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ホ イ、ロ又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

3
(略)

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第二十七条 法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。)を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をも

(新設)

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ニ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

3
(略)

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第二十七条 法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。)を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券(特定社債券を除く。)として内閣府令で定めるものとする。

(新設)

つて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるものの以外のもの

イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この章において同じ。）

ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若

（新設）

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは

しくは取扱有価証券に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 （略）

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。）の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものと並びに第一号及び第二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券若しくは証書又は外国投資証券に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

取扱有価証券に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 （略）

五 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（特定有価証券の範囲）

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで、第二十八条の二第十二号及び第二十九条の二の三十号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるもの及び外国投資証券を除く。）

二 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第二十七条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第二十七条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券又は当該外国投資証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで及び第二十八条の二第十二号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するものの

三〇七 （略）

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三〇七 （略）

(特定有価証券等に係る買付け等の範囲)

第二十七条の五 法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券又は
関連有価証券(次条、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三
十三條の十八及び第三十三條の十九において「特定有価証券等」と
いう。)の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げる
ものとする。

一〇四 (略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第百六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める
事項は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取
扱有価証券としての指定(認可金融商品取引業協会がその規則に
より有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この章及び
第四十三條の三第四項において同じ。)の取消しに係る申請

八〇十一 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第百六十六條第二項第二号ニに規定する政令で定
める事実、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(特定有価証券等に係る買付け等の範囲)

第二十七条の五 法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券又は
関連有価証券(次条において「特定有価証券等」という。)の買付
けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第百六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める
事項は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取
扱有価証券としての指定(認可金融商品取引業協会がその規則に
より有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、
第三十條第一項第二号及び第四十三條の三第四項において同じ。
)の取消しに係る申請

八〇十一 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第百六十六條第二項第二号ニに規定する政令で定
める事実、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

六 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）

七 十二（略）

（上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条の二の二 法第六十六条第二項第九号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第四百十二条第一項の規定により行う同法第六十七条第四項に規定する最低純資産額の減少

二 金融商品取引所に対する投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）

（の上場の廃止に係る申請

三 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請

四 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請

五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産手続開始の申立て等」という。）

六 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（第八号並びに第二十九条の二第五号及び第七号において「不渡り等」という。）

七 十二（略）

（新設）

五| 破産手続開始又は再生手続開始の申立て

六| 法第六十六條第六項第四号又は第六十七條第五項第五号に規定する要請

(上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実)

第二十九條の二の三 法第六十六條第二項第十号ハに規定する政令で定める事實は、次に掲げるものとする。

一| 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二| 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三| 投資信託及び投資法人に関する法律第二百十六條第一項の規定による同法第八十七條の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四| 債権者その他の当該上場会社等（法第六十三條第一項に規定する上場投資法人等に限る。以下この条、次条及び第二十九條の二の五において同じ。）以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て

五| 不渡り等

(新設)

六 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

七 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先（営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止

八 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

九 資源の発見

十 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

（上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条の二の四 法第百六十六条第二項第十二号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 会社分割

二 事業譲渡

三 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又

（新設）

は廃止

- 四 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、資産の運用の全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの
- 五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- 六 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たな資産の運用が開始されることとなるもの

（上場投資法人等の資産運用会社が発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号二に規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

- 一 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

- 二 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

- 三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等
- 四 不渡り等

（新設）

五 特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等

（親会社等）

第二十九条の三（略）

2 法第百六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、上場投資法人等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する法第五条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において読み替えて準用する法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定より公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする。

（親会社）

第二十九条の三（略）
（新設）

法第百六十六条第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な

(新設)

影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五條第五項において読み替えて準用する法第二十四條第五項における届出書、法第二十七条において準用する法第二十四條第五項において読み替えて準用する法第二十四條第一項の規定による有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四條の四の七第三項において読み替えて準用する法第二十四條の四の七第三項は第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四條の五第三項において読み替えて準用する法第二十四條の五第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五條第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて、資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一條第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として記載され、又は記録された法人

とする。

一 当該上場投資法人等との間で、不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において不動産等という。）の取得又は譲渡の取引を行い、又は行つた法人

二 当該上場投資法人等との間で、不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引を行い、又は行つた法人

三 当該上場投資法人等との間で、不動産の貸借の取引を行い、又は行つた法人

四 当該上場投資法人等の特定資産である第二号に掲げる信託の受益権に係る信託の受託者との間で、当該信託の信託財産である不動産に関し、前号に掲げる取引を行い、又は行つた法人

（公表措置）

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社を代表すべき取締役、執行役若しくは執行役員（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役、執行役若しくは執行役員から重要事

（公表措置）

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務

実等（法第六十六條第四項各号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七條第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イゝハ（略）

二 法第六十三條第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社が、重要事実等又は公開買付

等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七條第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イゝハ（略）

二 法第六十三條第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（当該上場会社等が公開買付者等（法第六十七條第一項に規定する

け等事実（当該上場会社等が公開買付者等（法第六十七條第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三條第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該者又は当該者（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社が、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イハ （略）

四 公開買付者等（法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第六十七條第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者又は当該公開買付者等の親会社（法第六十六條第五項に規定する親会社をいい、法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要

公開買付者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三條第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イハ （略）

四 公開買付者等（法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第六十七條第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者である会社又は当該公開買付者等の親会社（法第六十六條第五項に規定する親会社をいい、法第六十三條第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、

請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五 公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該発行者又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する

当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五 公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該会社又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券

株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）
、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第二百二十八条第一項において準用する同法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総

、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（取締役会に相当する機関）

第三十一条の二 法第百六十六条第六項第四号に規定する上場会社等の取締役会に相当するものとして政令で定める機関は、上場会社等（上場投資法人等に限る。）の役員会とする。

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 社債券（相互会社の社債券及び法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）

二 五 （略）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券

（新設）

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 社債券（相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）

二 五 （略）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 （略）

（新設）

三| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五| 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（株券等に係る買付け等の範囲）

第三十三條の三 法第六十七條第一項に規定する特定株券等又は関連株券等（次条、第三十三條の十五、第三十三條の十六、第三十三

二| 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三| 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四| 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（株券等に係る買付け等の範囲）

第三十三條の三 法第六十七條第一項に規定する特定株券等又は関連株券等（次条において「株券等」という。）の買付けその他の取

条の二十及び第三十三条の二十一において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)

第三十三條の四の二 法第百六十七條第五項第三号に規定する株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一條第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第一項又は第百四十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求とする。

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに準ずる行為)

第三十三條の四の三 (略)

(未公開有価証券)

第三十三條の四の四 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三條の十五 法第百七十五條第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(新設)

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに準ずる行為)

第三十三條の四の二 (略)

(未公開有価証券)

第三十三條の四の三 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三條の十五 法第百七十五條第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六〇九 (略)

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 (略)

一〇四 (略)

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六〇九 (略)

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 (略)

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十六 法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇四 （略）

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六〇九 （略）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十六 法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇四 （略）

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六〇九 （略）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇

）

十一（略）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の売付け等）

第三十三条の十八 法第七十五条の二第五項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 特定有価証券等の売付けその他の有償の譲渡

二 合併又は分割により特定有価証券等を承継させること。

三 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四 法第二十一条第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

五 法第二十一条第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六 法第二十一条第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ

した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一（略）

（新設）

定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。〕

七 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の買付け等）

第三十三条の十九 法第七十五条の二第七項に規定する政令で定め

る取引は、次に掲げる取引とする。

一 特定有価証券等の買付けその他の有償の譲受け

二 合併又は分割により特定有価証券等を承継すること。

三 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

四 法第二十一条第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

五 法第二十一条第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六 法第二十一条第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

七 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引

（新設）

に類似するものに限る。）」

八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の売付け等）

第三十三条の二十 法第百七十五条の二第九項に規定する政令で定め

（新設）

る取引は、次に掲げる取引とする。

一 株券等の売付けその他の有償の譲渡

二 合併又は分割により株券等を承継させること。

三 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四 法第二十一条第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

五 法第二十一条第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することとを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六 法第二十一条第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

七 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八 法第二十二条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の買付け等）

第三十三条の二十一 法第七十五条の第二十一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 株券等の買付けその他の有償の譲受け
- 二 合併又は分割により株券等を承継すること。
- 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値

（新設）

-
- を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二十一条第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- 五 法第二十一条第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 六 法第二十一条第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 七 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）
- 八 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 九 法第二十一条第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 十 法第二十一条第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商
-

品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）。

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の二十二 法第一百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等若しくは同条第七項に規定する特定有価証券等の買付け等又は同条第九項に規定する株券等の売付け等若しくは同条第十一項に規定する株券等の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

（新設）

二 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額

三 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するものの

五 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの

2 前項の場合において、特定有価証券等の売付け等若しくは特定有価証券等の買付け等又は株券等の売付け等若しくは株券等の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額

を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 (略)

二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪

三 (略)

四 法第百九十八条第二号の二又は第二号の三の罪

五 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 (略)

二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号の罪

三 (略)

四 法第百九十八条第二号の三の罪

五 (略)

六| 法第百九十八条の六第二号の罪

七| 法第二百条第一号から第十二号の二まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪

八| 法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

九| 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号又は第十八号から第二十号までの罪

（新設）

六| 法第二百条第一号から第十二号の二まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪

七| 法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

八| 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号又は第十八号から第二十号までの罪